

金融庁



番号	制度名
金融庁	
金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長
金融02	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3金融01）

（評価実施府省：金融庁）

【基本情報】

制度名 (措置名)		火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長 (保険会社等の異常危険準備金) (火災保険等の積立率の特例)					
措置内容	平成30年度時点	損害保険会社又は損害共済事業を行う特定の協同組合等が、異常災害損失の補填に充てるため、正味収入保険料又は正味収入共済掛金の額に一定の積立率を乗じて計算した金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税					
関係条項		租税特別措置法第57条の5					
要望内容		積立率の経過措置分4%（令和3年度末までの経過措置）を8%に引き上げる（本則積立率は2%）とともに、経過措置の適用期限を延長すること及び洗替保証率を30%から40%に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様					
創設年度	S28	過去の政策評価の実績	H22金融07、H24金融03、H27金融01、H30金融01			区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	49	129,444,420	96.9%	6,718,165
H24	53	115,667,298	96.7%	5,102,663
H25	56	133,939,457	97.3%	5,908,741
H26	60	165,619,628	96.8%	7,306,309
H27	62	169,106,188	97.6%	5,768,719
H28	61	157,258,634	98.7%	4,811,012
H29	65	169,030,402	97.9%	5,102,352
H30	61	172,765,482	96.7%	5,192,812
R1	58	201,770,014	96.8%	6,038,574

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長		
税 目	法人税、法人住民税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（達成目標に係る目標値は32,031億円（正味収入保険料×1.6）としている）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 10有効性等④効果に記載のとおり、達成目標値は「36,034億円（正味収入保険料×1.6）」であるため、9必要性等③達成目標及びその実現による寄与の欄にも記載。</p> <p>② 前回と状況は同じく、異常危険準備金の残高は今後の異常災害の発生状況に大きく依存するものであり、仮に固定的な目標達成時期を定めた場合には、収支の状況如何にかかわらず積立を行わなければならないことになり、保険会社の経営の安定を損なうことになりかねないため、定めていない。</p> <p>③ 正味収入保険料の精緻化により、所期の達成目標（32,031億円）は、10有効性等④効果に記載の数値（36,034億円）に変わっているため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度及び令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和2年度）について、「19社」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成30年度・令和元年度の適用数は、それぞれ16社・18社。</p> <p>② 令和2年度において、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社で、当該年度において当期積立額を計上している会社数。日本損害保険協会の調査による。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成30年度・令和元年度の適用数は、それぞれ16社・18社」との説明では、過去の適用数</p>

<p>（平成30年度及び令和元年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 現在の保険市場の現況に鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数は大きく変動することはないと想定される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「現在の保険市場の現況に鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数は大きく変動することはないと想定される」との説明では、将来の適用数が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 法人税の平成30年度・令和元年度・2年度の減収額は、それぞれ143億円・200億円・209億円。地方法人税の平成30年度・令和元年度・2年度の減収額は、それぞれ6億円・9億円・21億円。</p> <p>② 平成30年度・令和元年度の適用額は、それぞれ1,028億円・1,297億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出した。</p> <p>③ 過去の減収額及び適用額については、上記①②のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成30年度・令和元年度の適用額は、それぞれ1,028億円・1,297億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出した」との説明では、適用額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じても減収額の数値にならず、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 評価書の「10有効性等④効果」における試算と同様の仮定を置いて試算すると、令和6年度の減収額は461億円（令和2年度の収入保険料を元に、要望が実現した際の経過措置積立率8%、法人税率23.2%・地方法人税率10.3%（いずれも令和3年度の税率）と仮定を置いて算出）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「評価書の「10有効性等④効果」における試算と同様の仮定を置いて試算すると、令和6年度の減収額は461億円（令和2年度の収入保険料を元に、要望が実現した際の経過措置積立率8%、法人税率23.2%・地方法人税率10.3%（いずれも令和3年度の税率）と仮定を置いて算出）」との説明では、令和6年度の減収額（法人税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、将来の減収額（令和3年度から5年度までの法人税及び法人住民税並びに令和6年度の法人住民税）が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）に対する過去の効果（令和2年度）について、「令和2年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、多発する台風や集中豪雨等により、1,652億円（積立残高率：正味収入保険料の7.3%）となっており、平成30年度からの増加額は331億円、積立残高率の上昇幅は+0.9%にとどまり、依然として枯渇に近い水準となっている」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）に対する過去の効果について、「令和2年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）、（中略）残高を早急に回復させる必要が生じている」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成30年度・令和元年度の積立残高は、それぞれ1,321億円・1,310億円（積立残高率：6.4%、6.0%）と依然として非常に低い水準となっている。</p> <p>② 異常危険準備金積立残高は、日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立残高を合算して算出している。</p> <p>③ 仮に無税積立率が本則2%のみであったとした場合における平成30年度から令和2年度までの積立額は、それぞれ411億円・432億円・450億円（日本損害保険協会による調</p>

<p>査における、平成30年度の積立額に2/5を、令和元年度及び令和2年度の積立額に2/6を乗じて算出）と想定され、これは実績と比較してそれぞれ617億円・865億円・899億円少ないものとなっている。本特例措置に代替する政策手段はなく、各年度の積立額の算出根拠である正味収入保険料はほぼ一定で推移しているため、本特例措置がなかった場合と比較した異常危険準備金積立残高の増加分を直接的な効果とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成30年度・令和元年度の積立残高は、それぞれ1,321億円・1,310億円（積立残高率：6.4%、6.0%）と依然として非常に低い水準となっている」との説明では、達成目標に対する過去の効果（平成30年度及び令和元年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかになっていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 令和3年度末・4年度末・5年度末の積立残高は、それぞれ1,351億円・2,252億円・2,506億円（令和6年度末の積立と同様の仮定を置いて算出）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和3年度末・4年度末・5年度末の積立残高は、それぞれ1,351億円・2,252億円・2,506億円（令和6年度末の積立と同様の仮定を置いて算出）」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。</p> <p>② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は無い。</p> <p>② 平成30年度から令和2年度までの積立額について、仮に無税積立率が本則2%のみであった場合と実績（平成30年度：本則2%＋特例措置3%、令和元年度及び令和2年度：本則2%＋特例措置4%）を比較した結果（上記(6)過去の効果③の【金融庁の補足説明】に記載）と、本特例措置に代替する政策手段はないことを踏まえ、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切と考える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税6) (法人住民税:義)(地方税9)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>損害保険会社が、異常災害損失の補てんに充てるため、火災保険等<sup>※</sup>に係る正味収入保険料に積立率(本則積立率:2%、令和3年度までの経過措置:4%)を乗じて計算される額を異常危険準備金として積み立てたときに損金算入できる。</p> <p>また、正味収入保険料に洗替保証率(30%)を乗じて計算される額までを積み立てることができる。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>積立率の経過措置分4%(令和3年度末までの経過措置)を8%に引き上げる(本則積立率は2%)とともに、経過措置の適用期限を延長すること及び洗替保証率を30%から40%に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法57条の5、租税特別措置法施行令33条の2、租税特別措置法施行規則21条の12</p>
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度創設 昭和28年度</li> <li>無税積立率の変遷 昭和28年度:10%、昭和32年度:7%、昭和51年度:5%、昭和53年度:4%、昭和55年度:2%、平成8年度:3%、平成17年度:4%、平成25年度:5%(残高率30%超の場合は2%)、令和元年度:6%(残高率30%超の場合は2%)</li> <li>洗替保証率の変遷 昭和28年度:100%(累積限度額)、昭和36年度:50%(洗替保証率導入)、昭和51年度:35%、平成8年度:34%、平成14年度:32%、平成15年度:30%</li> </ul>
8	適用又は延長期間	恒久措置

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。</p> <p>損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第116条等)</p>										
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適用金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施										
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準として、36,034億円(正味収入保険料×1.6(大蔵省告示第232号(平成10年6月8日)に基づき各社が規定))まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>損害保険会社の健全性を確保するためには、巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。</p>										
10	有効性等	①: 適用数	19社 ※令和2年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社										
		②: 適用額	1,349億円 ※令和2年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の当期積立額										
		③: 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>▲149億円 (711億円)</td> <td>▲23億円 (108億円)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>▲209億円 (317億円)</td> <td>▲32億円 (48億円)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>▲230億円 (257億円)</td> <td>▲21億円 (23億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 カッコ内は各年度の取崩しに伴う益金算入による増収額。 ※2 火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に以下の税率を乗じて「減収額」を算出した。 ※3 「国税」には法人税及び地方法人税の額を、「地方税」には法人住民税(法人税割)の額を記載している。 法人税【国税】の税率は、平成30年度以降:23.2%。 地方法人税【国税】の税率(法人税額に乘じる)は、令和元年度まで:4.4%、</p>	年度	国税	地方税	平成30年度	▲149億円 (711億円)	▲23億円 (108億円)	令和元年度	▲209億円 (317億円)	▲32億円 (48億円)	令和2年度
年度	国税	地方税											
平成30年度	▲149億円 (711億円)	▲23億円 (108億円)											
令和元年度	▲209億円 (317億円)	▲32億円 (48億円)											
令和2年度	▲230億円 (257億円)	▲21億円 (23億円)											

		<p>令和2年度以降 10.3%</p> <p>法人住民税(法人税割)【地方税】の税率(法人税額に乘じる)は、平成30年度:15.92%、令和元年度:15.94%、令和2年度:10.05%(日本損害保険協会加盟会社全社の実効税率)。</p> <p>巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間で見ると税収減とはならない。</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和2年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、多発する台風や集中豪雨等により、1,652億円(積立残高率:正味収入保険料の7.3%)となっており、平成30年度からの増加額は331億円、積立残高率の上昇幅は+0.9%にとどまり、依然として枯渇に近い水準となっている。</p> <p>経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、36,034億円(正味収入保険料×1.6)であり、令和2年度末の残高からすると、いつ発生するか予測ができない巨大自然災害に備えるため、準備金残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>過去、無税積立率が2%(昭和55~平成7年度)ないし3%(平成8~16年度)であった時期においては、平成3年度の台風19号襲来時、平成16年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、巨大自然災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。</p> <p>さらに、自然災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、無税積立率は平成25年度には5%、令和元年度には6%へ引き上げられ、多発する台風や集中豪雨に際して、その準備金としての機能を果たしている。</p> <p>このように、自然災害が激甚化・頻発化する中で、制度の意義は大きくなっているが、現状を見ると、大幅な取崩しを行ったことにより積立残高率は依然として7.3%と低い水準であり、今後の巨大自然災害の発生に対応するために、残高を早急に回復させる必要が生じている。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、巨大自然災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。</p> <p>現行制度の30%(業界全体で6,000億円レベル)については、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23年度の複数の災害、平成30年度の台風21号、令和元年度の台風19号への保険金支払いを考慮すれば、十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和2年度末の積立残高1,652億円(積立残高率7.3%)に対して、仮に期間を限定する形で令和4年度~6年度に10%で積み立てた場合、令和6年度末の積立残高<sup>※</sup>は、2,760億円(積立残高率12.3%)程度と予測され、経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高36,034億円(正味収入保険料×1.6)とは大きく乖離している。</p> <p>平成30年度以降も巨大自然災害が頻発し、巨大自然災害の再発生も予断を許さない状況にあるなか、異常危険準備金の積立が充分に行われない状況が継続すると、損害保険会社の財政基盤が著しく毀損するリスク、ひいては保険契約者に適正な保険金を支払うことができなくなるリスクが高くなる。</p>

			<p>※令和6年度の積立残高は、令和4年度から6年度まで①10%で積立、②各年の正味収入保険料は既に決定されている料率引上げ効果等を織り込み、③損害率(支払保険金÷正味収入保険料)は直近10年の傾向値(61.2%)を横置き(これ以上災害が悪化しない前提)し、加えて料率引上げによる損害率の改善効果を織り込み、④損害率50%を超える部分を取崩額と仮定を置いて算出。</p>
		⑥	<p>税収減を是認する理由等</p> <p>異常危険準備金を積み立てることにより、平成3年度、平成16年度、平成23年度、平成26年度といった巨大自然災害が頻発した年度においても、また、平成30年度以降の自然災害が更に激甚化・頻発化している状況においても、保険金支払いを確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間で見ると税収減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大自然災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
11	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等の役割分担</p> <p>異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>全国各地で生じる巨大自然災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月(H30金融01)



＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3金融02）

（評価実施府省：金融庁）

【基本情報】

制度名 (措置名)		銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長 (-)					
措置内容	令和元年度時点	-					
	令和2年度税制改正以後	-					
	令和3年度税制改正以後	-					
政策目的		銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		-					
要望内容		銀行等保有株式取得機構（以下「機構」）については、現状、課税の特例が令和13年度まで機構の設立根拠法において措置されているところ、先般の国会において、機構の存続期限が令和18年3月末まで延長されたことから、当該課税の特例についても同期限までの措置を要望する。					
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-	区分	新設	

## 点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）は、政策目的（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正。達成目標は、「銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。 また、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていないため、この点を課題とする。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 銀行等保有株式取得機構のみに適用されるため、適用数は1である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 当該特例は、大規模な自然災害の発生など、社会・経済情勢の変動により株価水準が急落し、機構の保有株式について損失が発生する場合においても、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するための措置であるため、現時点において、具体的に減収額を算定することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）は、政策目的（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正。達成目標は、「銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置が延長されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長																
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 18) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 11)															
		②: 上記以外の税目																
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】	【単独・主管・共管】															
4	内容	《現行制度の概要》 —																
		《要望の内容》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」)については、現状、下記の課税の特例が令和 13 年度まで機構の設立根拠法において措置されているところ、先般の国会において、機構の存続期限が令和 18 年3月末まで延長されたことから、当該課税の特例についても同期限までの措置を要望する。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>機構の法人税に係る特例</th> <th>(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>欠損金の繰越控除の繰越期間</td> <td>制限なし</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>繰越控除される欠損金の限度額</td> <td>所得金額の 100%</td> <td>所得金額の 50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>欠損金の繰戻しによる還付</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>					機構の法人税に係る特例	(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし	10 年間	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100%	所得金額の 50%	③	欠損金の繰戻しによる還付
		機構の法人税に係る特例	(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い															
①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし	10 年間															
②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100%	所得金額の 50%															
③	欠損金の繰戻しによる還付	あり	なし															
《関係条項》 ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 58 条 ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令第 25 条																		
5	担当部局	企画市場局信用制度参事官室																
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 令和 14 年度～令和 17 年度																
7	創設年度及び改正経緯	—																
8	適用又は延長期間	令和 18 年3月 31 日まで (銀行等保有株式取得機構の存続期限まで)																
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。															

10	有効性等		《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三十一号) (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。
		①: 適用数	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		②: 適用額	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		③: 減収額	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 機構は、その設立から令和2年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行ってきたところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある。		
⑤: 税収減を是認する理由等	機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。		

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合においても、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するため、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての役割を十分に果たすことで、銀行等の健全な経営基盤の構築に貢献している。</p> <p>こうした銀行等の健全な経営基盤は、当該銀行等による地域における金融機能の発揮、さらには金融システム全体の安定性確保や地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

